○三条市命綱固定アンカー設置補助金交付要綱

令和３年６月29日

告示第240号

（趣旨）

第１条　この要綱は、住宅等の雪下ろし時の転落事故を未然に防ぐことを目的として、住宅等の屋根等に命綱固定アンカーを設置する工事に要する経費に対し、予算の範囲内において三条市命綱固定アンカー設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　附属建物　車庫、物置その他住宅に附属した建物をいう。

(2)　住宅等　住宅及び附属建物をいう。

(3)　屋根等　屋根、外壁、破風その他これらに準ずると市長が認めるものをいう。

(4)　命綱固定アンカー　命綱の一端を固定するために、住宅等の屋根等に堅固に固定された金具その他これに類する設備のことをいう。

(5)　克雪住宅　屋根雪を人力で下ろす必要のない住宅（地下水の開放利用を伴うものを除く。）をいう。

(6)　高齢者世帯等　別表第１に掲げる世帯をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者とする。

（補助対象住宅等）

第４条　補助金の交付の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅及び当該住宅の附属建物とする。

(1)　市内に所在していること。

(2)　補助対象者が自ら居住し、又は所有していること。

(3)　一戸建て住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、延べ面積の２分の１以上が住宅の用に供されているものに限る。）であること。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる住宅等は、交付の対象としない。

(1)　克雪住宅その他屋根の雪下ろしの安全対策の措置が講じられている住宅等

(2)　過去にこの要綱又は他の補助制度により命綱固定アンカーの設置に係る補助金の交付を受けたことがある住宅等

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象住宅等の屋根等に命綱固定アンカーを設置する工事（市内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業者が施工するものに限る。）に要する費用とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、別表第２の左欄に掲げる補助対象者の属する世帯の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象経費に係る工事に着手する前に、三条市命綱固定アンカー設置補助金交付申請書（様式第１号）に補助対象経費に係る見積書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（決定通知）

第８条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するかどうかを決定し、交付すべき場合にあっては三条市命綱固定アンカー設置補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しない場合にあっては三条市命綱固定アンカー設置補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知しなければならない。

（交付申請の変更）

第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、三条市命綱固定アンカー設置補助金補助事業変更申請書（様式第４号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、三条市命綱固定アンカー設置補助金交付決定変更通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第10条　補助事業者は、補助金の交付の決定後に命綱固定アンカーの設置を中止するときは、三条市命綱固定アンカー設置補助金補助事業中止届（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条　補助事業者は、命綱固定アンカーの設置が完了したときは、三条市命綱固定アンカー設置補助金実績報告書（様式第７号）に、次の書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1)　補助対象経費に係る領収書の写し

(2)　工事着手前及び工事完了後の命綱固定アンカーの設置箇所の写真

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（確定通知）

第12条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、三条市命綱固定アンカー設置補助金確定通知書（様式第８号）により当該補助事業者に通知しなければならない。

（代理受領）

第13条　補助事業者は、補助対象経費に係る工事を施工した者（以下「工事事業者」という。）に、補助金の請求及び受領を委任することができる。

２　前項の規定により工事事業者に補助金の請求及び受領を委任しようとする補助事業者は、第11条の規定による実績報告までに、三条市命綱固定アンカー設置補助金代理受領届出書（様式第９号）により、市長に届け出なければならない。

３　第１項の規定による委任を受けた工事事業者（以下「代理受領者」という。）は、補助事業者に対し補助対象経費に係る請求をするときは、当該委任を受けた補助金の額を差し引いて請求しなければならない。

４　代理受領者は、市長の定める日までに三条市命綱固定アンカー設置補助金代理受領請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第１（第２条関係）

世帯の区分	要件
１　高齢者世帯	次のいずれかに該当する世帯をいう。 ア　高齢者（満65歳以上の者又は満60歳以上であって介護保険法（平成９年法律第123号）に定める要介護認定若しくは要支援認定を受けた者をいう。以下同じ。）のみで構成されている世帯 イ　高齢者及び児童（18歳に達した日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）のみで構成されている世帯
２　身体障がい者世帯	世帯主が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定める身体障害者障害程度等級表の級別が１級から６級までのいずれかに該当する者である世帯
３　精神障がい者世帯・知的障がい者世帯	世帯主が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に定める障害等級の１級から３級までのいずれかに該当する者又は知的障害と判定された者に対して都道府県知事が発行する療育手帳若しくは障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）に定める知的障害者判定機関の判定書の交付を受けている者である世帯
４　ひとり親世帯	世帯主が、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は父母のいない児童を養育する者で、世帯主以外の構成員が児童のみで構成されている世帯
５　その他	１から４までに掲げる区分に準ずる世帯として市長が認めるもの

別表第２（第６条関係）

世帯の区分	補助金の額
高齢者世帯等	補助対象経費に10分の９を乗じて得た額とし、１戸当たり27万円を上限とする。
高齢者世帯等以外の世帯	補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、１戸当たり15万円を上限とする。